

朝日馬場村

〔都留市〕

朝日馬場村は、都留市の中心部から東北にあり、桂川の支流朝日川の上流部に位置する。集落は、村絵図にみられるように、朝日川右岸の山際に建ち並んでいるが、現在は、石船神社の前を通る県道四日市場・上野原線沿いにも、多くの家ができている。村絵図のほぼ中央部に描かれている神社が石船神社で、延享二年（一七四五）の村絵図には「石船明神」と記されている。

朝日馬場村は、朝日七郷と称し、朝日馬場・朝日曾雌・朝日小沢・与繩・井倉・玉川・戸沢の七か村で構成されていたが、寛文九年（一六六九）の検地を契機にして正式に分村して成立した村である。この分村によって分かれた朝日馬場村と朝日曾雌村は、耕地と民家が複雑に入り組んだ状態がもたらされ、それは現在にも至っている。こうした耕地の入組み状況については、二枚の村絵図に「曾雌分」「ソシ高」と記されていことがある。それがうかがえる。

朝日馬場村の村絵図は、『甲斐国志』編さん過程で提出された村絵図を欠いているため、地元に残されている延享二年（一七四五）と宝暦七年（一七五七）の村絵図を収録した。これらの絵図の内、延享二年ものはその作成目的がわからないが、宝暦七年のものは絵図に貼られた付箋から、その作成目的がわかる。付箋には「来寅年高入願上候見取畠」とか「当丑新見取」などの記載がみられる。こうしたことからこの村絵図は、今年（当丑）、反別を丈量して年貢を見る見取畠（開発直後の地味の悪い土地）となる土地や、来年（来寅）石高を付けて村高に入る見取畠などを示したものであることがわかる。こうした目的で描かれた絵図ではあるが、そのほか朝日馬場村の様子がわかり、興味深い絵図である。

遠景 中央左の森は石船神社

合、反別一四町四畝一歩の村で、そのうち田は一町九反反武畝余しかなく、畠勝ちの山村であった。そしてこの村には、周辺の村と同様に、山畑五町武反七畝二歩があつたが、この山畑は、延享二年の村絵図からその場所を知ることができる。それは黄色で塗られたところがそれに当るが、宝暦七年の村絵図では茶色

く塗られ、「大豆場」と記されている。郡内では、山畑に

大豆年貢が掛けられたことから、山畑を「大豆場」と称する場合がしばしばみられる。この山畑＝大豆場は、焼畑に利用した山裾部の斜面であつたが、こうした所が近世後期には桑畑として利用された。そしてまた、朝日馬場村では、その「山畑大豆御年貢所」のうちに、個人持の百姓持林が五か所仕立てられてあつた。したがって、山畑＝大豆場として個人請された場所でも、そのなかには百姓持山として「雜木」や「小松」を植えてあるところがあつた。

世後期には桑畠として利用された。そしてまた、朝日馬場村では、その「山畠大豆御年貢所」のうちに、個人持の百姓持林が五か所仕立てられてあつた。したがつて、山畠¹¹大豆場として個人請された場所でも、そのなかには百姓持山として「雜木」や「小松」を植えてあるところがあつた。



朝日馬場の遠景 中央左の森は石船神社



石船神社

寺社には石船神社と本光寺があつたが、中央部に描かれているのが石船神社で、右端の方に描かれているのが本光寺である。この他、享保十五年・天保九年の「村明細帳」には東照寺を掲げている。

集落は中央部に描かれている石船社神社裏から西端に近い本光寺との間に特に集中し、また曾雌への道沿いと大平の道沿いに発達している。いずれも平坦地をさけ、山裾の傾斜地あるいは緩い山腹を利用して家が建てられ、などらかなところは耕地として大切に利用された。村絵図に描かれた家数は延享二年では二七戸、宝暦七年では三四戸と大差ないが、「村明細帳」での家数は、享保十五年が四六軒、天保九年が七五軒であるから、村絵図の家数は、おおよその家並を描いたものである。

道は、主道としての与縄・朝日曾雌を結ぶ道が朝日川と雁行するように描かれていて、本光寺前あたりに橋があり、川を渡って井倉へと通じている。これは現在の県道とほぼ一致するが、十年程前までは、県道は右岸沿いにあつたもので、現在は旧に復した形となっている。村絵図にある石船神社から朝日曾雌へ行く道は、現在の県道より上手を通る通称地蔵坂と称する道がそれにあたる。

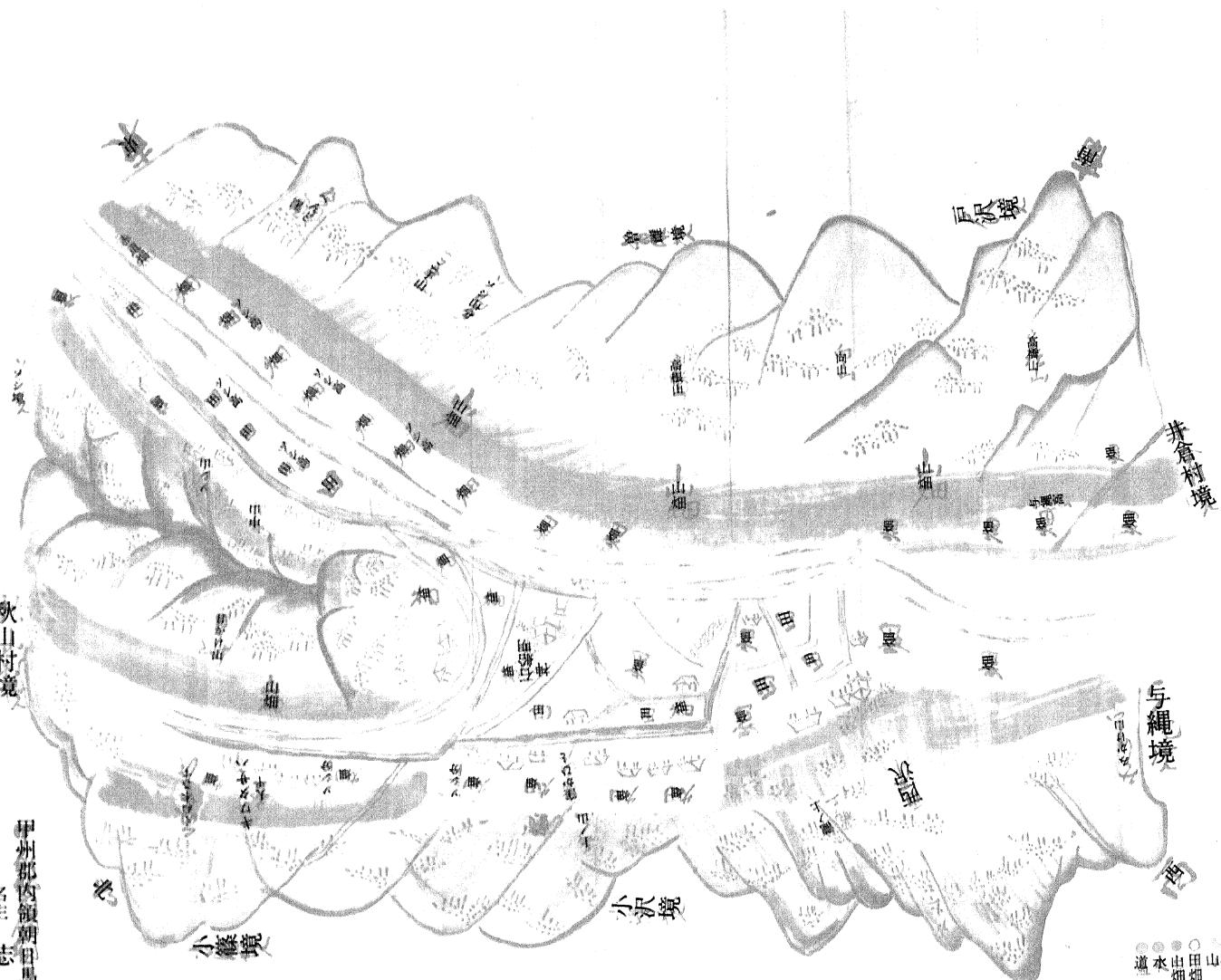
石船神社前から北に分かれ、そして東へ進む道は大平集落へと向う道で、この道は峠を越えて朝日小沢村・猿橋宿へと通じている。往還以外にも横道が見られるが、これらの道のほぼ全てが現在も使われている。

朝日川は秋山村境より曾雌村を通つて本村を貫流する川であるが、村絵図で橋の描かれているところより下流は度々流れを変えており、現況と一致しない。大平川は大月市、秋山村、都留市との境あたりから發し、大平集落下を貫流して下る川である。村絵図ではきれいな曲線で描かれているが、本村に近づくにつれて迂曲していることはもちろんである。大平川を利用しての用水は、飲用水・田水として使われるものであるが、絵図にかなり明瞭に表わされているし、現況と概略一致するので略す。

四面山に囲まれた村であるが、宝暦七年の村絵図には山名の記入は全くなく、延享一年の村絵図にわずかに見える。上部右端にある「高橋山」について「向山・高根山・こ手山」とあり、左端中央部に「中山・日かげ山」、その下部中央に「上ノ山」、右端下に「みかげ山」と見える。これらの山名は今も使われている。また「山」を付していないが、「へんど縦」「くぬぎざす」「滝ノ上」「西沢」なども地名として使われ、特に「滝ノ上山の頂上に朝日がさすときを一月十五日の石船神社の祭礼の時刻とする」のは長い間の慣例となつており、「滝ノ上山」という表現をとっている。

碑・野菜などを作っていたが、南に「高山を受、他所より雪・霜早く降り、殊に霧下」のため諸作の実りは悪かつたという。そして、農業以外の稼ぎとしては、男は農間に「薪・秣・(木)刈り敷取り」を行ない、女は「かいこ仕、綿かせぎ第一」に行なつていた。そうした農業と蚕糸・綿織を行なう農家のほかに、天秤棒を担いでの行商人や炭焼、質屋が各一軒あり、そして、大工三軒があつた(天保九年「村明細帳」)。

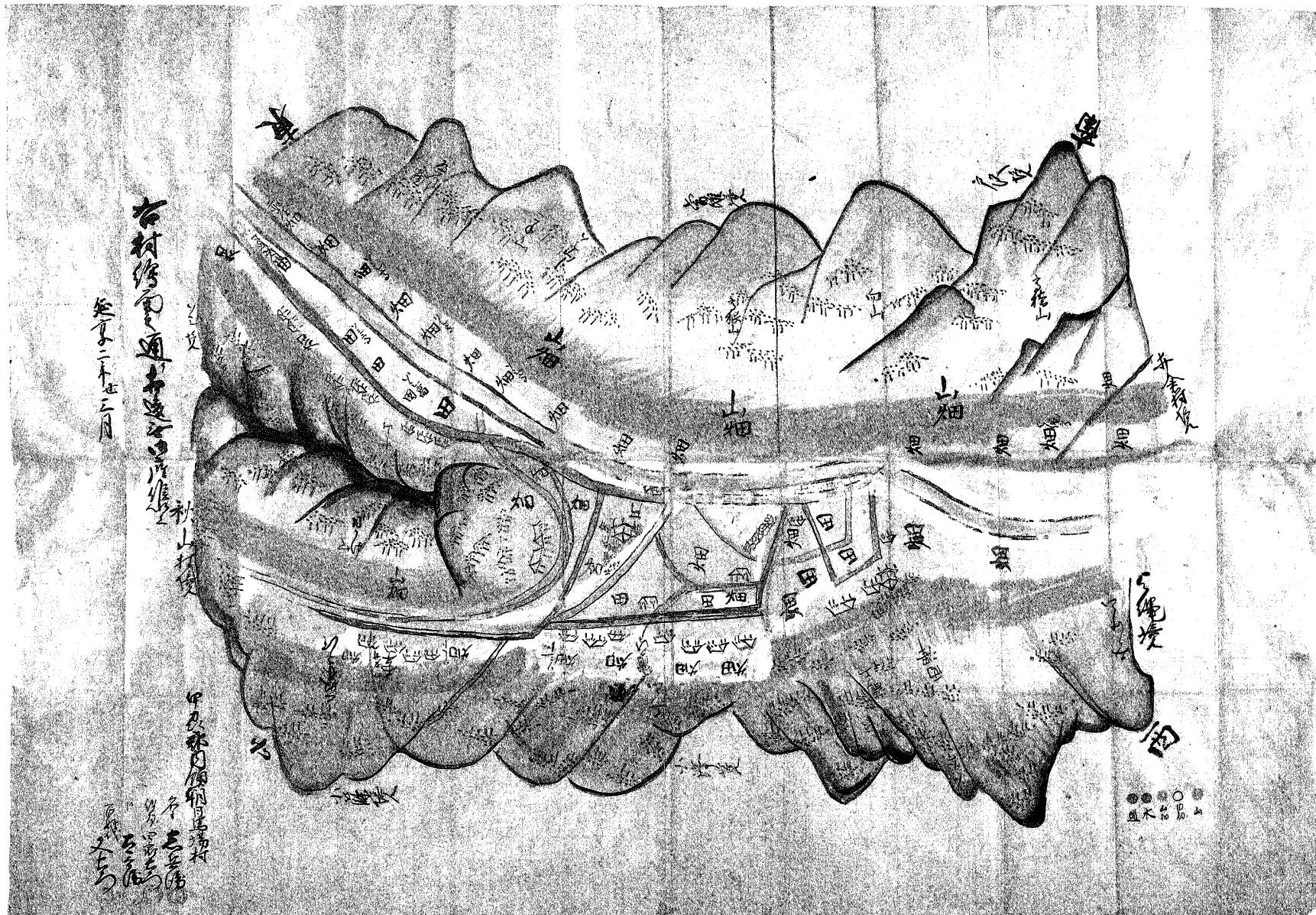
川は朝日川・大平川の二流があるが、享保十五年の「村明細帳」によれば、用水は曾雌山より出る水を用いていたが、田作りをする時分に日照りが続けば、水無くして植枯れになること度々であると記し、当村は田水用水が十分に得られなかつたことを記している。



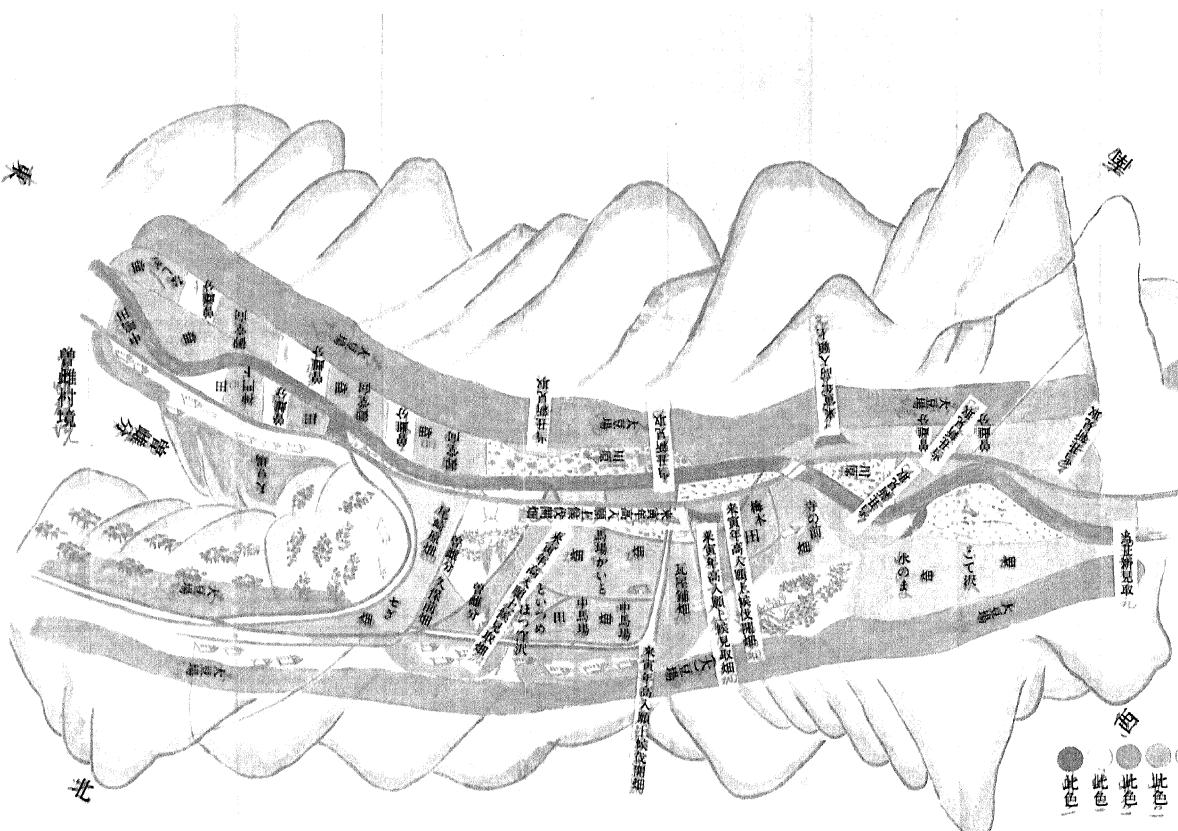
右村絵圖之通り相違無御座候以上

延享二年五月二日

甲州郡内領朝日馬場村
名主志兵衛
組頭太郎右衛門
百姓代又右衛門
同太
印印印印印印



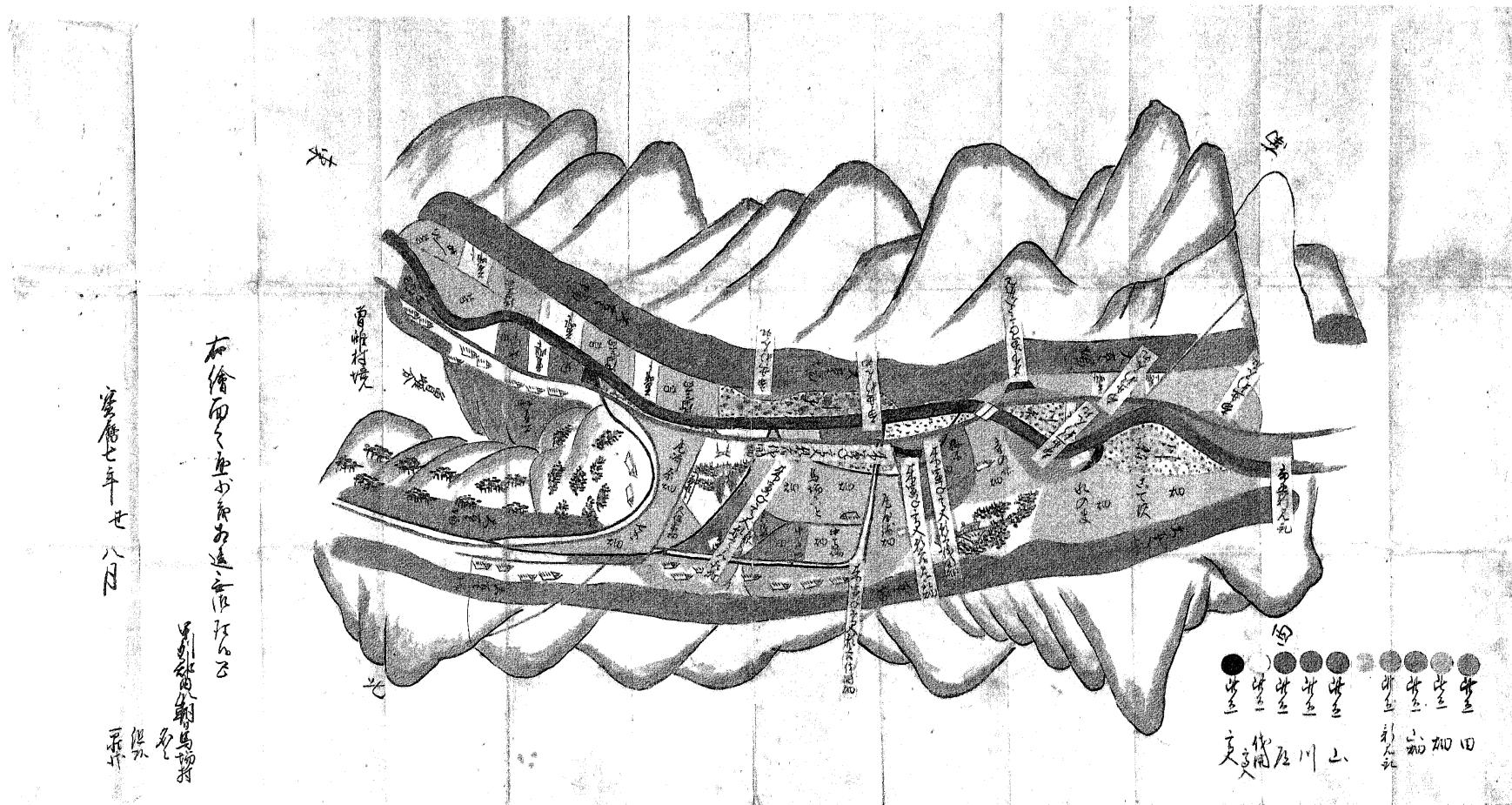
27 延享2年(1745)3月 朝日馬場村絵図 渡辺洋男家蔵 651×932



右繪面之通少も相違無御座候以上んぞ

宝曆七年丑八月

甲州郡箱根町馬場村
名子
組頭
百姓代



28 宝曆 7 年(1757) 8 月 朝日馬場村絵図 渡辺洋男家蔵 500×942

一 当村山内ニ金之松と唱来候

松壇本尺め枝下四間、目通考丈武
尺めくり程ニも可有之候

一 名主志兵衛所持之山内ニ大瀧有之、凡高サ拾丈余も有

之、右瀧之上ニ少々之平地有之、右場所御殿と唱来

候、右脇ニ姥か谷と申所有之、其上ニ幕岩と申場所有

之、唱来り而已ニて書物等ニも無御座候

一 同志兵衛持烟之内、御屋鋪と申來候処有之、同みさき

と申処、右下に水間と申來候処有之、右近所ニ馬込と

申場所有之、尤村中唱来候而已にて、書物等ニは無御

座候

氏政様御墨附毫通

名主志兵衛所持

一本本地之事は不及沙汰、惣並之儀、新恩之義は為先忠節

可出置間、弥抽粉骨大手之帰馬(マツ)と可相待候、仍如件

十月八日

氏政書判

高五斗八升六合

田反別堀反九畝拾武歩

天保元石盛高入新田

天保七申高入新田 石盛六ツ

高拾武石五升四合

田反別堀反五畝六步

天保元石盛高入新田

天保七申高入新田 石盛六ツ

此取米三拾六石六斗八升毫合五勺

田反別堀反五畝拾五步

天保元石盛高入新田 石盛六ツ

桑式拾七束半

内訳

高拾五石武斗三升

田反別堀反九畝廿歩

高五斗三升

田反別堀反六畝拾五步

高五拾七石四斗六升武合

田反別堀反六畝拾五步

高五斗八升六合

田反別堀反九畝拾武歩

一 御藏穀 壱俵 六斗六升七合入

一 田畠・大豆、其外之掛り物、皆金納ニ仕、年々御張紙

(往) 御直段を以金納ニ御上納仕候、尤御直段ニ高下御座候

一 山畠五町武反七畝廿武歩

大豆拾武石六升三合

此訛

上山畠四反壹畝廿歩

但 壱反ニ付
三斗

此取大豆壹石武斗五升

但 壱反ニ付
式斗七升

中山畠六反壹畝廿六歩

但 壱反ニ付
式斗三升五合

此取大豆四石四斗武升三合

但 壱反ニ付
式斗

下々山畠三反六畝歩

但 壱反ニ付
式斗

此取大豆四石七斗武升

但 壱反ニ付
式斗

一 当村川長武拾町余、用水堰式ヶ所、井路井川除御普請

所ニ御座候、尤田作仕付候時分、旱魃相続候年は、水

無御座候て旱損植枯度々相立申候

一 当村之儀は、山中之村方ニテ四方より高山を受、他所

より雪・霜早く降、殊ニ霧下ニテ毎年諸作実乘方不足

ニ御座候

一 当村方畳種、壹反ニ付壹斗三升程時付申候

一 畑作は大豆・麦・粟・稗、其外野菜物等作り申候

一 田方ニ柴刈入敷、馬屋糞入仕付申候

一 薪・薺、惣て山入用之類、曾雌山ニテ入会取米申候

一 穗・柴・茹敷、当村山ニテ入会取米申候、尤朝日曾雌

組四拾石と唱候百姓共は、前々より柴秣取來候場所無

之、先年村中評義之上、銘々山畠・大豆請所持之内よ

り、出山と唱、所持高相当ニ穀場差出シ置、山主たり

共勝手儘ニ不相成様致置、山ノ口明ケ、名主方より触

抱入会、秣取來申候、勿論地替・燒烟等ニいたし候

は、山主勝手次第ニ御座候

一 朝日曾雌村御年貢所たり共、山稼之義は山元同意ニ取

来申候

一 他村より山手大豆壹ヶ年ニ三俵五斗八升五合取申候

大豆三斗壹升武合

内 大豆三俵武斗七升三合 当村へ取申候

是は古川渡村より当村山之内字みかけ・まか久保
・高橋、此三ヶ所へ右之山手大豆取、当村入会ニ

入申候

一 橋拾武ヶ所

是は橋木ハ曾雌山ニテ被下、人足は当村ニテ掛申候

(前次吉田)

一 御伝馬宿大助之義は、跡々より一切無御座候、甲斐守

様御入部以来、大通り之節計り猿橋宿へ罷出申候、近

年大月宿へ人馬差出し申候

一 当村寺式武ヶ所

御除地壹反廿歩 壱ヶ寺は

外

曹洞宗 本光寺

不動屋敷

壱ヶ所

見捨地三畝歩

壱ヶ寺は

御除地四畝廿歩

當村宮 壱社

但社地は見捨地ニ御座候

是は下谷村西涼寺持

外ニ小サキほこら五ヶ所

社地之内弥陀堂老間

三間四面

一 拝殿 梁武間

桔間五間

是は下谷村西涼寺持

一 猶師鐵炮 四挺

一 棒手札 壱枚

一 炭焼札 壱枚

一 質屋札 壱枚

一大工札 三枚

一 当村之隣郷、南は戸沢村、西は与繩村、東は曾雌村、

北は小沢村

一 当村より道法

江戸日本橋迄 武拾五里

谷村御陣屋迄 武里

甲府札込迄 武拾里

相州小田原迄 武拾里

一 当村は相州津久井県、其外鎌倉筋へ之往来ニテ、隣村
与繩村へ拾八町、朝日曾雌村へ拾八町継合ニ御座候

一 耕作之間、男は秣・こいかり敷取申候

一 女は蚕仕、機稼第一ニ仕候

一名主役之義は、先年秋元但馬守様御私領之節より御料

所ニ相成、引続當名主柳藏万ニテ定役相勤來、役給之

義は、御私領之節は御地頭様より被下、御料所ニ相成

無給ニテ相勤申候、勿論諸役引高拾四石、内高拾石名
主、高四石組頭武人、外ニ当村高内所持之者ハ、夏秋
武人宛、百姓役と唱、名主方へ人足差出し來申候

名主柳藏譜代之者共は、人別内之義ニ付、前々
但より諸役相除申候

一 当村御高札 三枚

家数七拾五軒、外寺武ヶ所

一人數四百武拾武人内男武百拾三人
女武百武拾九人
外僧四人

右之通帳面奉差上候処、相違無御座候、以上

都留郡

朝日馬場村

百姓代

彦左衛門

組頭

太兵衛

名主

柳

藏

(朝日馬場 渡辺洋男家文書)

天保九戌年二月